

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 20 年
4 月 8 日
(火曜日)

目 次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....二
- 中央卸売市場の地方卸売市場への転換の許可(流通企画室).....二
- 地方卸売市場における卸売業務の届出(流通企画室).....二
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....三
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三
- 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課).....三
- 山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課).....三
- 障害者就業・生活支援センターの指定(労働政策課).....三
- 土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課).....四
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四

山口県告示第百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十年四月八日

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	廃 止 年 月 日
岸整形外科		新南陽市福川中町一番二一〇号			平成二〇、一一、三一
三丘温泉診療所		周南市大字小松原二二三三の三			平成二〇、一一、三一
井上歯科医院		新南陽市宮の前二丁目八番一〇号			平成二〇、三、三

山口県知事 二井 関成

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人和同会	宇部市大字西岐波二二九の三	訪問看護ステーションハロー	宇部市野中一丁目三番二六号	平成一九、一一、三一
		ナーズ常盤台		

山口県告示第百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年四月八日

名 医	称 療	所 機	在 在	地 地	指 定 年 月 日
MKデンタルオフィス		山口市道場門前一丁目一番一八号			平成一九、一一、三一
井上歯科医院		新南陽市宮の前二丁目八番一〇号			平成二〇、四、三

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

施術者の氏名 村上未来 施称 長門整骨院 術所在地 長門市東深川九九〇の二六 指定年月日 平成二〇、三、一

山口県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年四月八日

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ニチラク	宇部市北琴芝一丁目八番二二号	愛夢サポートセンター	宇部市北琴芝一丁目八番二二号	訪問介護	平成二〇、二、一
有限会社サンメディカル	岩国市山手町一丁目一六番一〇号	訪問介護ステーションあかしあ	岩国市今津町一丁目一〇番九号	"	"

山口県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年四月八日

介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ニチラク	宇部市北琴芝一丁目八番二二号	愛夢サポートセンター	宇部市北琴芝一丁目八番二二号	介護予防訪問	平成二〇、二、一
グリーンコープやまぐち生活協同組合	岐波三六一の六の九一	グリーンコープふくしセンターわかば	松府市大字植松一八九四の二	"	"

有限会社サンメディカル	岩国市山手町一丁目一六番一〇号	訪問介護ステーションあかしあ	岩国市今津町一丁目一〇番九号	"	"
社会福祉法人上関福祉会	熊毛郡上関町大字長島一三九〇	上関町ヘルパーステーション	熊毛郡上関町大字長島一五六一	"	平成一八、四、八
株式会社八洋会	下松市生野屋南三丁目二番一三三〇	生野屋デイサービスセンター	下松市生野屋南三丁目二番一三三〇	介護通所	平成一九、二、二
社会福祉法人上関福祉会	熊毛郡上関町大字長島一三九〇	上関町デイサービスセンター	熊毛郡上関町大字長島一五六一	"	平成一八、四、八
医療法人真和会	周南市大字呼坂一の一三	医療法人真和会松村病院	周南市大字呼坂一の一三	介護通所	"
社会福祉法人上関福祉会	熊毛郡上関町大字長島一三九〇	特別養護老人ホームかみのせき苑	熊毛郡上関町大字長島一五六一	介護短期生活介護	"

山口県告示第百八十五号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の五第一項の規定により、次のとおり中央卸売市場の地方卸売市場への転換を許可した。

平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

許可番号	開設者の名称	開設者の住所	転換後の地方卸売市場の名称	転換後の地方卸売市場の所在地	許可年月日
農開第四〇号	下関市	下関市南都町一番一	下関市地方卸売市場新下関市場	下関市一の宮住吉三丁目二番一号	平成二〇、四、一

山口県告示第百八十六号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第五条第二項の規定により、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の六の規定により同法第五十八条第一項の許可を受けたものとみなされる者から、次のとおり同法第十三条の五第一項の

規定による転換後の地方卸売市場において卸売の業務を行う旨の届出があった。

平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

許可番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	転換後の地方卸売市場の名称	転換後の地方卸売市場の所在地	取扱品目の部類
農卸 第四八号 会社	新下関青果株式会社	下関市一の宮住吉三丁目二番一号	下関市地方卸売市場新下関市場	下関市一の宮住吉三丁目二番一号	青果部

山口県告示第百八十七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

一の表中

柳井市役所大廳
総合支所

を

柳井市役所大廳
出張所

に改める。



(二五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十一月二十七日山口県公告(五七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年四月八日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) マックスバリュ厚狭店

- 所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
- 二 意見の概要
特に配慮を求め事項はない。

(二五二) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成十九年十一月二十七日山口県公告(五七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十年四月八日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) マックスバリュ厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

- 二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(二五三) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十年四月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

区分	氏名	職名
公益委員	瀧井 勇	前財団法人山口県ひとつくり財団理事長

(二五四) 障害者就業・生活支援センターの指定

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三十三条の

規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定をしました。
平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

名称	住所	事務所の名称	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人下関市民生事業助成会	下関市大字蒲生野二五〇	なごみの里障害者就業・生活支援センター	下関市大字蒲生野二五〇	平成二〇、三、三一
社会福祉法人ほおの木会	山口市下小鯖一三五九の三	鳴滝園障害者就業・生活支援センターデパール	山口市下小鯖二二八七の一	" "

(二五五) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

萩市

旭地区

用排水施設の改修

"

"

ほ場の整備

二 縦覧の期間

平成二十年四月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二五六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。
平成二十年四月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市上島田七丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市上島田五丁目三番一〇号
前田 克文

平成二十年四月八日印刷
平成二十年四月八日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)